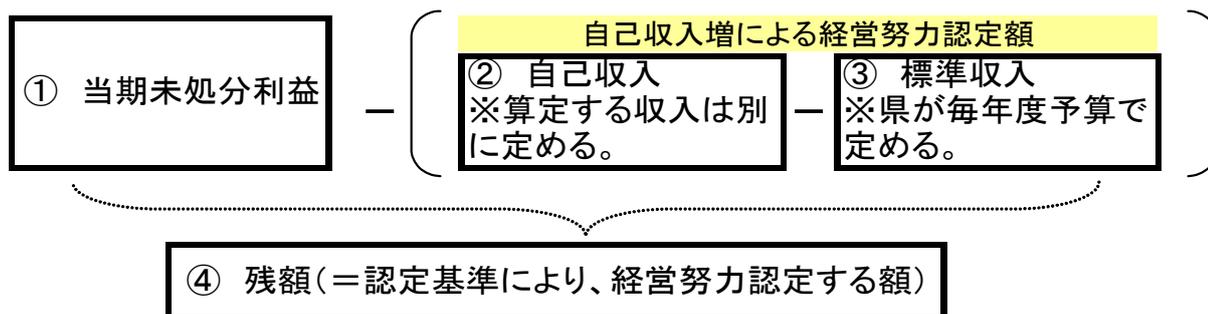


公立大学法人島根県立大学の剰余金の使途に係る知事承認（経営努力認定）の方針

(1) 基本的な考え方

公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）の毎年度の未処分利益の処分に関し、県が地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づいて行う承認（以下「経営努力認定」という。）は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）」第72の経営努力認定の考え方を基本としつつ、法人の自己収入獲得努力を促し、法人の自主的・自律的な経営に資するため、以下の基準により行うものとする。

(2) 経営努力認定基準



④あり	<p>I. 「②－③」は、法人の自己収入獲得努力によるものと認め、全額を経営努力分とする。</p> <p>II. ④については、行うべき業務を行ったかどうかについて、(3)の認定基準により経営努力認定を行う。</p>
④なし	<p>I. ①の全額を経営努力分とする。この場合、(3)の認定基準は考慮しない。</p>

②に算定する自己収入	<p>●以下に掲げる経費など、県直営時において県歳入の対象としていたもの、法人の固有事務費等に振り替わる性質のもの、又はその収入額の大部分が法人の利益となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料 ・入学検定料 ・入学料 ・学生寮使用料 ・教職員宿舍貸付料 ・財産使用料、貸付料及び使用経費負担分 ・大学入試センター試験実施経費・委員協力経費 ・補助金間接経費及び事務費振替分 ・受託研究、受託事業の間接経費及び事務費振替分 ・寄附金収入(受け入れにより、追加経費が発生する場合は、追加経費相当額を除いた部分) ・雇用保険返還金 ・文献複写代 ・財産売却収入 ・その他、その収入の大部分が法人の利益となるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 減免制度がある場合は、減免額と相殺。 </div>
------------	--

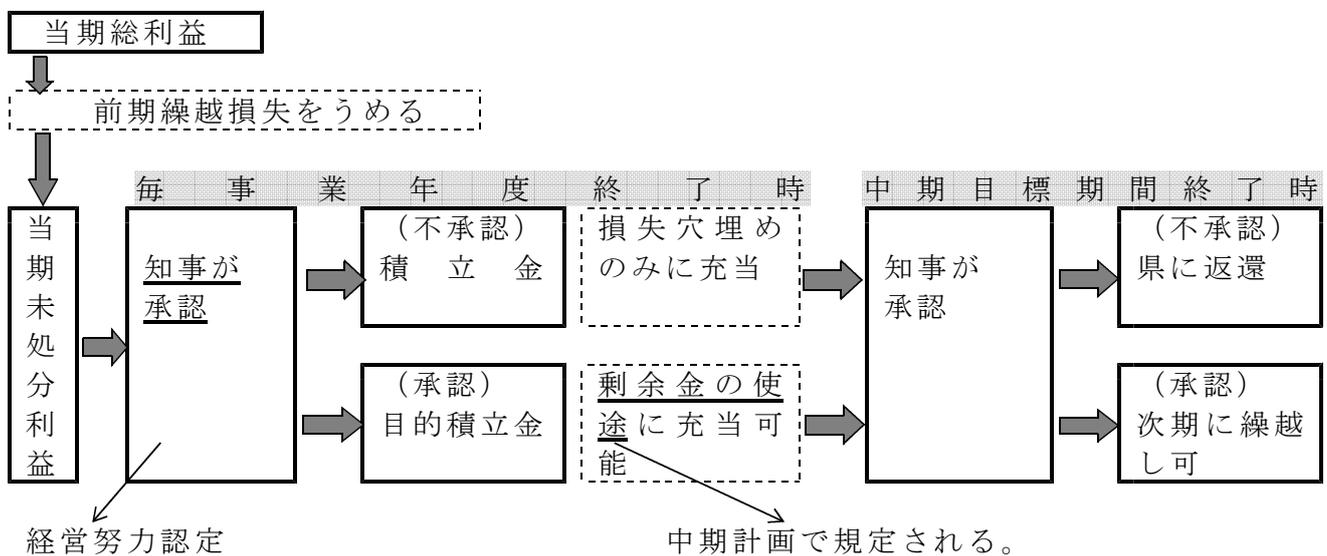
(3) 行うべき業務を行ったか否かの認定基準

次のア又はイにより、行うべき業務を行わなかったと判断された場合以外について経営努力によるものと認定する。

ア 県評価委員会が各事業年度に係る業務実績評価の結果、中期目標項目別評価において、「大学の教育研究等の質の向上」を除く4項目中2項目以上がC又はDの評定であった場合は、行うべき業務を行わなかったものと判断する。この場合、当期未処分利益から自己収入増による経営努力認定額を控除した残額は、全て積立金として整理するものとする。

イ 学部、修士、博士、短期大学の学科、別科の各単位で、学生収容定員に対する在籍者数が、平成25年度～30年度90%を下回った場合は、収容定員を下回った学生数に県が定める一人当たり学生関係経費を乗じた額については、当期未処分利益から自己収入増による経営努力認定額を控除した残額を上限として、積立金として整理するものとする。

参考図①【法制度概要】



参考図②【本県の経営努力認定説明図】

<図解>

